

平成22年第2回(11月)伊豆市議会臨時会会議録目次

第1号(11月29日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○市長謝罪報告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○報告第15号の上程、説明、質疑	4
○議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○閉会宣告	22
○署名議員	23

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第2回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下職員の出席を求めましたので報告いたします。

◎市長謝罪報告

○議長（杉山羌央君） 議事に先立ちまして、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の冒頭に当たり、公的年金の再裁定に伴う個人住民税の課税誤りにつきまして、おわびと御報告をさせていただきます。

御迷惑をおかけしました市民の皆様に対して、深くおわび申し上げます。

今回の課税誤りにつきましては、本来、個人住民税の課税が地方税法の適用により、過去3年分を遡及対象として課税すべきところでしたが、日本年金機構から送付されてまいりました年金の支払い一覧表が5年分となっていたことから、5年分遡及して課税を行ってしまったものでございます。

御迷惑をおかけしました皆様に対しましては、先週の25日より御自宅を訪問いたしまして、謝罪と説明をさせていただきました。過分に徴収いたしました個人住民税の還付につきましては、12月中には終了するよう努めてまいります。

今後、このようなことがないよう、職員の指導と適正な事務の遂行に努めてまいります。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山羌央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。7番、杉山誠議員、8番、内田勝行議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山羌央君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（杉山羌央君） 日程第3、報告第15号 専決処分の報告について（施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第15号について提案理由を申し上げます。

今回報告するものは、施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定についてを報告するものでございます。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは報告第15号につきまして、補足説明をさせていただきます。

専決処分の報告について（施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）についてでございます。

議案のほう、3ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分書でございます。損害賠償の額でございますが、45万500円となっております。

和解及び損害賠償の相手方につきましては、沼津市戸田在住の男性の方でございます。

事故の発生及び発生場所でございますが、本年4月24日、夜7時30分ごろということで、場所につきましては、市道の温泉場大芝山線。4ページ、5ページ2面のほうに地図がございます。静岡県のきのこセンターの前でございます。

事故の概要につきましては、自動車で走行中、市道にあいた穴にタイヤが落輪し、その衝撃でタイヤを破損したということで、アルミホイール等に影響があったというものでございます。この車両が、かなり年式のたったベンツということで、査定のほうで御本人さんのほうもなかなか話し合いがまとまらなかったということで、お互い弁護士等を立てての和解というようなことまでなったわけでございますが、最終的には11月になりまして、本人さんのほうから私どもの顧問弁護士を通して和解をしたいということで話し合いがまとまったということでございました。

金額のほうが45万500円ということでございますが、この車両の査定価格そのものが48万円ということ。また、その車両の移動に5万円ほどのレッカーがかかったということで、53万円ほどになりますが、和解の条項の中で過失割合、損害割合ですね、そういったものが話し合いをされまして、最終的に市のほうが85%、それから本人さんのほうが15%、これは本人さんがよく使っている道路というようなこともございました。夜間、雨が降っていたというようなこともございますが、それらの事情を考慮してお互いにこの割合で、ということになったものでございます。この額につきましては、損害保険会社のほうから支払われるということで、53万円の85%ということで45万500円ということになったものでございます。

いろいろお互いの主張等ございましたので、ここまでちょっと長引いてしまったというものでございます。

専決処分の概要につきましては、以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

19番、三須重治議員。

○19番（三須重治君） この道路は私も1日に何度も通る道路です。このきのこセンターの前の道路に穴があいているという、この議案をもらってからどこに穴があいているか何回も見てありますけれども、穴が見当たらない。それで、去年ですか、大雨が降った後、あの辺が少し荒れて危ないなというようなところがありましたから、私もすぐ建設部のほうに電話して、すぐ補修してくれました。それできれいになって今は全く穴が見当たらないのですが、その穴の確認というのはしてありますか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（小川正實君） このホールにつきましては、直ちに建設部のほうが確認いたしま

して修理を行いましたので、その大雨によってあいた穴につきましては、確認してございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 三須議員。

○19番（三須重治君） この事故があった日にちがこれに明確に説明がないわけけれども、これはいつになりますか。

あ、ありました、すみません。4月24日と書いてありますけれども、4月24日の時には僕もちょっと時間的な経過があまり定かではないんですけども、事故があつて補修をしたということですか。僕は、自分がここは危ないなと思って建設部のほうに電話をして、すぐそれで補修をかけてくれたんですけども、それとちょうど時期が一致したということですか。私が電話をした時とちょうどその相まって事故も同時に発生したということですか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（小川正實君） 詳細につきましては、私もちよつと定かではないんですけども、前にも申し上げましたとおり、今建設課ないしは土地対策課のほうで月2回ずつ市道のパトロールを行っています。その際に、緊急補修材で職員の手で補修してきているわけです。これがなかなか専門家の補修と違ひまして、すぐにまたその緊急補修材が取れたりすることがございまして、多分、議員のほうから御連絡があった時に、職員はその緊急補修材で修理したんじゃないかと思ひます。そういうことなものですから、大雨によってそれが、通行量が激しいと割りと取れやすくて、また穴があいてしまったという状況ではないかと思ひます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 三須議員。

○19番（三須重治君） 最初に言ったとおり、僕は1日に何回も通る道なんですよ。それを直してくれて、よかつたなと思つてそれから穴はあいていません。原状どおりきれいになっていますよ。

これ、本当に和解がなかなか成立しなかつたという、これ、むしろ管理側の責任じゃなくて運転手の過失責任が非常に重い、スピードを例えば出していたとか、ハンドルの操作が誤つたとか、そういうところで当然警察の現地検分というか、検証というか、そういうものはこの和解の中の判断になると思ひますけれども、その辺りというのはどういふふうに判断しての和解ですか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） ただいま御指摘がございましたように、よく使つていた道路ということではございました。ただ、その当日、夜7時半ということで暗かつた。それから事故当初、当日雨で水がたまつていたというような状況がございました。そういったことを今まで

のこういった事例から、大阪のほうに事例がございましたけれども、ただ、その場合はまだ未舗装の状況だったとかいろいろなことがございました。そういったものも判断をさせていただいて、85%と15%という形で示談が成立したものでございます。

以上です。

○議長（杉山晃央君） よろしいですか。

〔発言する人あり〕

○議長（杉山晃央君） ほかに質疑はありませんか。

12番、森議員。

○12番（森 良雄君） 12番、森です。

大分古い車だと言うけれども、まずどんな車だったのか。

それから、穴の大きさはどのぐらいの穴が開いていたのか。ちょっと細かいことを聞きますけれども、過去にもこの辺で事故があったのではないかと思うんですけれども、事故の回数は私の記憶違いかどうかもありますけれども、その辺もお聞きしたい。

それと、これは警察が立ち会ったのかどうなのか。警察のほうでも当然、何%とかというあれは出て来るのではないかと思うんですけれども、その辺をお聞きしたい。

それから、市長は以前、道路が長過ぎて管理できないなんてことをおっしゃっていますけれども、先ほど建設部長から月2回のパトロールをしているようなお話を聞きましたけれども、私は過去のあれで、もうちょっと管理の仕方があるんじゃないかというようなことを聞いたと思いますけれども、これも記憶が定かではないんですけれどもね。管理方法をもっと考えたほうがいいのか。

それから、それも含めてですけれども、今後の事故防止の対策を考えたかどうかをお伺いしたい。

○議長（杉山晃央君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、私から、森議員は再三、市長が市の道路を管理できないと発言したとおっしゃっていますけれども、私も議事録を確認してそのような答弁はしておりませんので、事実でないことに対する答弁はできないということでございます。これはもし、後ほどありましたら議長のほうからも御指導をお願いしたいと思います。

今回の事故の詳細につきましては、総務部長から説明をさせます。

○議長（杉山晃央君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） まず、車の年式でございます。この年式につきましては、1996年11月の初年度登録ということになっておりまして、ベンツでございます。

それから、穴の大きさでございますが、長さが130センチ、幅が70センチ、深さについては10センチということで、写真のほうで確認をさせていただいております。

警察については立ち会いをしておりません。

以上です。

〔「管理状況今後のあれは……」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（小川正實君） 今現在ですと、やはり職員が緊急補修材を持って月2回パトロールということで続いておりますけれども、今後職員の緊急補修でございますと、やはり規模が限られておまして、この事故が起きました後、業者を入れまして相当大きな面積で補修をしてございます。

そういうことがその都度できるかどうかといいますと、なかなかその辺は厳しいものがありますけれども、これは人身事故につながる可能性が非常に大きいものですから、今後も鋭意努力していきたいと、十分気をつけてやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 警察は入っていないということですね、これ。

そうすると、この方の一方的な言い分でこうなっていると。保険会社も当然入ったんじゃないかと思えますけれども、保険会社も立ち会ったんでしょうか、この和解のあれには。

まだありますよ、それから、幅が70センチ、長さ130センチ。相当大きな剥離か何か起きたんだと思うんですけれども。失礼な言い方ですけれども、これでは緊急補修材で賄うというのはちょっと無理があるのではないかと思うんですけれども。その辺どうお考えになるか。

それから、管理状況です。市長が先ほど管理できないなんて言っていないということをおっしゃっていたもので、ほっとしました。ぜひこれからも管理していただきたいと思えますけれども。管理方法の一つで、市長さん、ABC管理方式というのがあるんですけれども、御存じですか。その辺お聞きしたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 管理方法の一つとしては承知しておりません。

○議長（杉山羌央君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） まず、この和解につきましては、当初保険会社が入って準備を進めておりました。示談交渉を進めておりましたが、相手方が弁護士を立てましたので、保険会社では今度は手続ができなくなりましたので、私どもも顧問弁護士を立てた、とこういう経過でございます。

〔発言する人あり〕

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（小川正實君） 申しわけないのですが、私の聞いているところだと、大

きさは70センチ程度のホールというふうに聞いておりました。ですから、修理はその大きさではできませんので、最終的にはあの130センチの70センチの10センチというようなことになるかもしれませんが、その辺はちょっと私、確認してございませんでしたので、職員からの報告は70センチ程度のホール、深さ5センチ程度というふうに聞いておりましたので。修理がということではないかと思しますので、後ほど確認させていただきます。

それから、職員がたしかにこの大きさになりますと、修理というのはできないと思しますので、緊急的な補修を施しましてすぐ業者に連絡するというようなそういう形を今後もとりたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 先ほどの市長さんの言葉の繰り返しになっちゃうので、確かに伊豆市の道路網は長く、大変だと思います、管理は。しかし、現実にはこういう問題が起きてくるわけです。ちょっとこう、70センチの穴に落ちたというのは、よほどスピードでも出していないと、50万円近い事故というのはなかなか起こり得るものではないとは思いますが、保険会社がちゃんと入って、その後弁護士が入って協議したということですから、支払いそのものについては問題はないと思しますが、やはり菊地市長になってからこの道路事故というのは1度や2度過去にあったのではないかと思いますけれども、やはりきちっと補修してもらいたいですよ。それもこういう事故が起きる前に。

A B C管理方式を御存じないということなんですけれども、これは品質管理の手法としては非常に常識的なものであります。例えば、100センチの穴があいていたらすぐ補修しますよとか、対策としてこういう問題が発見されたら、もうすぐに業者が出てきて補修するよと。一般的に、こういう道路の補修なんていうのは、業者が市役所から電話1本ではい、あそこに穴があるよと言ったらもう、すぐ直すようにほかの恐らく自治体はやっていると思います。

要は、AとかBとかCと、状況の深刻さに応じてどういう対応をするか、事前に決めておいたほうがいいんじゃないか、というのがA B C管理方式だと思います。ぜひ、パトロールもこの道路は月に2回でもいいと。しかし、ここは1週間に一遍ぐらいは回るとか。職員も400人からいるんですから、建設部に任せていたのでは、それは大変でしょうけれども、全職員がやはり目配りする、市民の安全・安心を全職員で賄うというふうにしていかないと、なかなか私どものまちは対応し切れなれないと思います。ぜひ、管理方法も勉強して、安心・安全なまちをつくっていただきたいと思します。

終わります。

○議長（杉山羌央君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山晃央君） 日程第4、議案第84号 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第84号について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年度の人事院勧告に基づく期末手当の減額及び給料表の改定について提案するものでございます。

詳細は総務部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山晃央君） 補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第84号につきまして、補足説明をさせていただきます。

伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

議案のほう、7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条でございます。職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございますが、まず、ここで改正をいたしますのが、12月支給分の期末勤勉手当の改正でございます。24条の2項中というのが、期末手当の部分になります。100分の150のところを135に、100分の15減ずるものでございます。また、同様に勤勉手当の額を27条のところであらうわけでございますが、100分の70を100分の65ということで、5減ずるものでございます。合わせまして100分の20を減ずるということで、これまで年間4.15カ月になっておりましたものを3.95カ月、0.2カ月分を減ずるということになります。

それから、別表次のように改めるということでございますが、8ページ、9ページということになりますが、これは給料表の改正ということでございます。

恐れ入ります。新旧対照表のほうをちょっとごらんいただきたいと思いますのですが、16ページからでございます。

この新旧対照表ところでいきますと、まず、別表第3条関係というのがございますが、この1級のところです。ここについては引き下げがございませんでした。1号からずっと93号までございますが、ここの部分は引き下げがございませんでした。

それから、2級のところでございますが、18ページ、19ページのところでございます。

1番左の号のところ、64というところで左から2つ目の28万2,700円というのがあると思

います。このところまではこの部分も変更がなくて、その次の65から200円下がるというような下げ幅になっております。

それから、3級のところでございますが、同じ18ページのところでございます。

48というのがございます。48というところの30万9,300円、その額までは変更がございません。この下のところから49のところと同じように200円下がっております。

それから、4級になりますと、今度は前のページに戻っていただいて17ページのところになります。32のところを右のほうへ4つほど動いていただきますと、32万6,700円というのがございます。ここまでは変更がございません。この下からやはり同じように200円引き下げという形になっております。

それから、5級のところでございます。同じ17ページの24というところがございます。

右のほうから3つ目になります。33万9,800円という金額がございまして、ここまでは変更がございません。25のところから同じように200円減ずるという形になっております。

それから、6級のところ、ここにつきましては16ページの1番下、16のところでございますが、35万3,500円、ここまでは変更がございません。17のところから200円下がりますと、35万5,500円に変わるという改正でございまして、

最後になります。7級のところでございます。

7級のところにつきましては、16ページ、4というところ、4号のところですが、37万4,000円。ここまでは変わりません。5号から300円ほど下がってまいります。最大でも700円程度の下げ幅という形になっております。これが別表を改正する部分でございまして、

次に、第2条でございまして、12ページをごらんいただきたいと思っております。

この部分は、23年度からの期末勤勉手当の支給率の変更という形になってまいります。22年度は12月だけで調整しますが、23年度は6月、12月、それぞれで0.2下げる措置をするという形の変更でございまして、

まず、100分の125を122.5という形に引き下げをいたします。ここで2下げるという形になります。逆に100分の135、これを137.5ということで、このところは2.5引き上げになると。それから、第3項のほうで125を122.5、135を137.5に改めるという改正を行います。

それから、第3条のところでございまして、これは平成18年に給料表が8級制から6級制に切り替えになっております。その時に現給保障といいますか、そういった措置で経過措置をされておる職員がございまして、その職員、昨年については0.24下がって99.76という調整率を掛けておりましたが、そこが今年度の調整率0.17を加算した調整に変わるということでございます。それが1号、(1)というところ。100分の99.59、99.76に0.17という最大の下げ率を加算して算出するという形になっております。

2号のところは100分の99.83ということで、前号に掲げる以外の職員ということでございまして、ここについては伊豆市の場合は適用になる職員はおりません。1号の職員がいるだけという形になっております。

それから、中段、施行期日の附則の改正でございます。

この改正につきましては、12月1日から施行いたしますが、先ほど申し上げましたように、第2条だけは来年度からの率の改正ということで、これについては4月1日施行という形になっておるものでございます。

それから附則の特例措置でございます。2項でございますが、これは、給料表を引き下げる措置は12月1日からということなのですが、それまでの民間との給与差、こういったものが生じてまいります。この給与差がここにも出てまいります0.28という数字の指数でございますが、この部分の調整を行います。この行う対象となる職員が先ほど申し上げました給料表でここから下がると言ったところになるわけですが、13ページの右側の真ん中どころの表でございます。ここの級でございます。これらの職員が対象になって引き下げをするという部分でございます。

ちなみに1級、2級については対象の職員はおりません。3級については156人中46人が対象でございます。それから、4級、5級、6級、7級、これは全職員が対象になっております。4級については69人、5級については59人、6級については29人、7級については8人。この人数の職員が対象になるというものでございます。1号で12月支給分からの……、失礼いたしました。給与、管理職手当、扶養手当等の支給額を減ずる措置、それから2号のほうで6月に支給いたしました期末勤勉手当の部分の調整をあわせて行うというものでございます。

それから、附則の3項につきましては、企業会計職員、水道等の職員に適用するというものでございます。

伊豆市の職員の場合、この今回の改正を行いますと一般会計ベースで見ますと、職員390人ほどおりますが、平均8万3,443円という形になっております。また、今申し上げましたのは期末勤勉手当の0.2カ月カットという部分でございますが、給料表そのものの改正につきましては、同じく390人で1万4,143円ということで、平均しますと9万7,586円この金額が減額になるということとなっております。

以上が、今回伊豆市がとる人事院勧告に基づく改正の内容でございます。

人事院勧告につきましては、このほか55歳を超える職員の俸給額の支給額から1.5%を減ずるという措置がございます。この部分につきましては、伊豆市の場合には国との比較等でラスパイレ指数等が下がっております。また、ほかの三島市とか沼津市、また国等の給料表については8級制をとっております。伊豆市の場合には7級制でございます。それから、55歳になって対象になる級が6級、7級ということで課長、部長級の給料表という形になりますが、伊豆市の場合、課長昇格年齢が55歳ぐらいになっておるといこともございます。加えまして、伊豆市の場合、勸奨退職等を行っておりまして、59歳で役職の方はほとんど定年前に退職されている。こういったことを考慮いたしまして、この55歳の1.5%の減額というものについては、伊豆市の場合には適用しないという形で今回見送りをさせていただいております。

以上が今回の給与条例の改正の概要でございます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 人事院勧告で減給ということをやられてきて、調べたところによりますと、7年ぐらいずっと伊豆市の職員は給料が上がっておられない方もあるというところもありますけれども、これ以後、人事院勧告に——伊豆市は給料にすると市の中では下から2番目ぐらいかなというところもちょっと調べてまいりましたけれども——人事院勧告に従いながらこれからも続けていくのか、これ1点とあと2点目でございますが、職員のトータルで今回減給されたならば、どれぐらいマイナスというのではないですけれども、幾らぐらいお金がそれによって浮くと言ったらおかしいですけれども、余るというわけじゃないですけれども、それによってのお金がどれぐらいになるか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 2点目のほうは、後ほど総務部長から説明をさせます。

今回の公務員の給与の減額というのは、私も多分、決していい政策ではないんだろうと思うのです。12月以降、全国で国家公務員、地方公務員の給料が下がりますから、年明けの景気のさらなる低下を大変に心配しているところでございます。他方、しかし、じゃ伊豆市だけこれを下げないか、あるいは上げるかというのもこれもなかなか政治的に勇気のいるところでございまして、それからマクロ経済を見たときに、やはり日本人の所得が下がっているというのは、全体として供給過剰なんです。その供給と需要がバランスとれるところまで、やはり下がっていくのかなという気もしております。そこは、私は経済の専門家ではございませんので、必ずしも正確に見越しているかどうかわかりませんが、全体で見るとそういうことなんだろうと。そこまでは少しこの下げ圧力が続くようなことを危惧しております。

ともあれ、ときに市民の皆さんから、国家公務員との比較ではなくて市民の平均所得との比較で給料を決めたらどうかということもあるのですが、御承知のとおり、平均所得と平均給料は別ですので、やはりある程度ラスパイレスというものを基本にせざるを得ないだろうということで、それを見ながらそれから全体の予算の中での人件費バランスを見ながら、来年度以降も慎重に判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、平均という形で言いましたけれども、一般会計ベースで申し上げますと、期末勤勉手当、給与の引き下げを合わせまして約3,800万円でございます。給与のほうだけの減額分が550万円、期末手当のほうは

3,250万円というような数字になっております。職員全体からすると、細かい集計を今持っておりませんが、トータルすると多分4,300万円か400万円ぐらいの減額になるという数字になります。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） これで鈴木議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

3番、稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） この件に関しては、一般質問でもさせていただいているんですけども、人事院勧告に基づく給料とボーナスのカットということでございます。

伊豆市の年間所得は非常に低いという中で市の人件費の削減ということでございますけれども、こういう厳しい中で、市職員がみずから戒を正すと言っては言い過ぎなんですけれども、みずから忍んでいただくと。こういう姿勢をやはり市民に理解してもらおうということが必要なことだと思います。一方では、市長は市民の皆様にも耐え忍んでいただくこともあるでしょうという発言をされています。こういうことをやることによって、市民の皆さんがいろいろ協力するという姿勢も喚起する一つの大きな要因になると思いますので、ぜひこういうことを来年も、ということで期待しておりますので、続けてやっていただきたいと思えます。

○議長（杉山羌央君） 質疑ですか、市長に答弁を求めますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおり、原材料支給による住民みずからの公共事業をお願いするとか、あるいは公共料金を上げさせていただくとか、市民の皆さんにも負担をお願いしているところでございます。市職員においても、今回のような人件費の直接カットもすることながら、コストの見直し、例えば職員が毎日100円ずつどこかでコストカットをするというような意識をさらに強化すれば、全体の総務管理費というのもう少し減らせるのではないかと。そのようなことは、私この2年半でやってきていないのですが、どこかのタイミングで市職員にも人件費だけではなく、総務管理費のほうのコストカット、コストチェックというものをさらに強く訴えて、全体としての固定的経費の減額というものを目指してまいりたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

20番、木村議員。

○20番（木村建一君） 2点、お尋ねします。

1つは、いわゆる月例給を200円とか300円を下げていくという提案ですけれども、人勧に基づいてこういう幾つかをとって、全部ではなくても人勧の基本方針に基づいて提案されておるといことで私は理解しましたので、お尋ねしますけれども、じゃ、民間給与は下がってきたと。とりわけ、今度春闘をやりましたけれども、それについてどういうふうな受けとめをして、人勧の方針に基づいて職員の給料の月例給も下げたという提案なのかどうか、お尋ねします。

2つ目です。ラスパイレスがいつもこう話題になるんですけれども、間違っていたら訂正していただきたいのですが、平成21年度の地方公務員給与実態調査によると、伊豆市のラスパイレス指数は93.4であります。あくまでも、人事院勧告というのは国家公務員の平均給与を100として計算して云々というような方針が出てくるわけですね。そうしますと、月例給だけで変だけれども、伊豆市は93.4と現実には国家公務員のそれよりも低いと。なんだけれども、人勧が下げているから下げますよという提案なのかどうか、お尋ねします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） まず、給与のほうです。月額で申しますと、恒例、全体の国のベースと御承知おきいただきたいのですが、民間との差が約757円、給料そのものが637円の、それから退職手当等の額が51円ということで算出をされていると。これに基づいて給料表が、国のほうで示しているのが最大でも700円を引き下げるとい調整でございます。

それから、ラスパイレス指数でございますが、議員御指摘のとおりでございます。ただ、この中でも全体的に下がっているというわけではございませんで、最近の傾向としては若手の職員20代、30代前半については、ほぼ国の基準に近づいてきている。ただ、その後の昇格の年齢が下がってきている関係上、伊豆市のほうは国に比べてラスパイレスが下がってきているということで、全体とすると93.7、今年度の場合は若干上がって94.2ぐらいに上昇をしております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） ほかに質疑はございませんか。

19番、三須議員。

○19番（三須重治君） 先ほどの稲葉議員のところと少し重なると思いますが、やはり職員が協力しているという、一部上場の企業に比べれば、確かにそれは非常に安い部分はわかるわけですが、ただ、皆さんがよく言うのは、伊豆市に住んでいる人たちの給与であり、所得と役所の職員との比較をまず皆さんするわけですよ。そうしたときに、高いじゃないかという声が出ていると思うのですが、やはり、こういった中でこういう数字もわかりやすい数字

を広報紙辺りで、今回は1人当たりこのぐらい平均下げていますよと。また、合計ではこのぐらいの人件費の削減になっていますよという、やはり市民に対してもわかりやすい数字で広報するというのは、職員の皆さん方の協力姿勢というものも市民に伝わると思っていますので、ぜひその辺のところを何かのそういう方法を通じてやるべきだと思いますが、市長の所見を伺います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほども答弁の中で申し上げましたように、平均給料の掌握というのはなかなか難しいですし、また、市民の皆さんの懐を公表して比較するというのもいかがなものかと思ひまして、したがって、平均所得は出ているんです、250数万円というのは。ただ、じゃ、伊豆市の平均給料は幾らかというのは正確な数値はありませんし、そこでの比較というのは、必ずしも、公表することがいいのかどうかというのはちょっと慎重に考えるべきだと思います。

ただ、伊豆市の職員の給与をこのように引き下げて、総額では4,000万円前後の人件費の抑制になりますというようなことは、ホームページ……あるいは必要であれば広報紙も考えますけれども、現在はホームページで公表することを措置しております。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

三須議員。

○19番（三須重治君） 民間との比較表をつくれとは言っていない。今、市長が言うように、今回のここに議決されていくものをやはりわかりやすく市民に伝えるということでもいいわけですが、ただ、やはり皆さん方が、ホームページでやればすべてもう自分たちは皆様方に知らせているんだという、その前提というのは私は全く間違っていると思いますよ。ホームページというのは本当に限られた、それこそ市民アンケートをとった時に市のホームページをどれだけのぞいているかという、これ、物すごい低い確率だと思います。ですから、ホームページに掲載しているからそれで市民に知らしめているというのは、私は絶対に間違っていると思いますので、1人でも多くの皆さん方が目にする方法は何かという点でぜひ考えていただきたいとそんなふうに思います。

以上で終わります。

○議長（杉山羌央君） 答弁を求めますか。

〔「もし、ございましたら」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） はい、市長。

○市長（菊地 豊君） 一部訂正いたしますと、ホームページ及び広報紙でも広報させていただくということでございますので、今現時点で伊豆市が持っている広報ツールとしては、その2つでございますので、まずはこの2つで広報をしてまいりたいと思います。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） ほかに。

12番、森議員。

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

単純な質問で申しわけないです。この月額給料表は期末手当だけなのか、それとも月々のあれにも影響するのか。言っていることわかる、この表は給料にも影響しているのか、月々の。それとも今回の期末手当だけなのか。もし、おわかりになったらお答え願いたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 期末手当のほうは、支給する率、月数です、それを減額すると。

この給料表は毎月の給料からこれだけずつ下がるという新しい給料表です。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山羌央君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

20番、木村議員。賛成ですか、反対ですか。

〔「反対です」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 反対討論、はい。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 議案第84号、いわゆる職員の期末手当と基本給、この2つが提案されてきました。それについての条例に対して反対を行います。

市民の目線からいきますと、民間で働いている人たち、給料が下がっているんだから、期末手当もないんだから、市職員も当然だと。あんたたちは税金で食っているんだろうというふうな話なんですね。したがって、市職員も我慢しろと。給料下げて当たり前、という風潮がここ何年間もずっと続いておりますけれども、住民がそういう気持ちであるということは、私は大事に考えなければならぬだけども、じゃ、それが本当に伊豆市にとって、また

日本経済にとって正しい道なのかどうかというと、私はそうは思いません。決算議会でも一つの話題になったと思うのですけれども、観光立市を掲げていて、観光客を呼び込みたいと言っているだけけれども、なかなかふえていかないと。努力が足りないということではなくて、日本経済全体が冷え込んでいる状況の中で、国民一人一人の懐が寂しい中で観光に行こうかというゆとりさえないという状況がずっと続いている。そのあらわれだと思えます。そういう状況を私は見ていったときに、本当に観光立市を考えましょうと。日本全体を見たときに、地方公務員だって職員だって一労働者です、家族を抱えているわけですから、その方たちの生活をやはりしっかり守っていくというのが、私は議会議員としての役割であるというふうに思っております。

私だけが思うのではなくて、いろいろとマスコミ等々見ていると、日本経済の最大の問題点というのは何なのかと。賃金が上がらないことを指摘しているんですね。デフレも格差拡大も消費低迷も、円高も財政赤字拡大も、すべての問題の原因は賃金が上がらないことにあると。賃金を上げないから、個人消費がふえずに需要不足だからデフレになると。さらにデフレで日本製品の価格が下がるので、それが円の価格競争力を高める。企業は円高になって困ると言っているが、賃金を上げないことでみずからその原因をつくっている。企業経営者も安定的な内需の拡大を求めているのだから、賃上げが一番効果的な手段となることに気づいてほしいというふうに思っております。

また、中央最低賃金審議会、今、ワーキングプア、契約社員等々の問題が大きな日本の政治の社会的な問題になっておりますけれども、この審議会そのものだって最低賃金の引き上げを答申しております。各地でそれを守っていかうということで、一つの条例として公契約制度というのが制定されているわけですけれども、働く人の賃金底上げへの方向が、ある面では一方では出ているのに、今回の提案は私はそれに逆行しているというふうに思っています。

公務員の賃下げ、職員の賃下げは、結局は労働者の賃金を引き下げて内需拡大に逆行する、地域経済を一層冷え込ませて、国民生活全体の貧困を拡大するものだというふうに私は思っております。

別に、日本経済全体が冷え込んでいるのではなくて、もう一方ではマスコミはこういうことも言っております。企業の懐に眠る巨額の資金、いわゆる内部留保と言っているのですけれども、どんどんふえているじゃないかと。そのことを本当にきちっと国民のほうに返していくような手段をとるべきだと。いわゆる民間の給与をきちっと上げなさいということをやっているわけですから、今回の提案というのは、やはり私は民間対職員、地方公務員の賃金の格差を争わせるような、賃下げするような状況にやはり追い込むのではないだろうかというふうに思っております。

したがって、私は本当に日本経済全体、それから伊豆市の地域経済を活性化しようという立場から見れば、今回の職員の期末手当及び基本給の引き下げについて、やはり同意す

ることはできません。

以上で反対討論を終わります。

○議長（杉山羌央君） ほかに討論はございませんか。

19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

○19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

賛成の立場で討論いたします。

私はやはり日本を見たときに3万人を超す自殺者が出ている。その多くの理由が経済的な理由によるところが多いと思います。やはり、一定の生活レベルの中で生活をするという、だれもが願っているわけですが、しかしどうしてもやはり多くの部分でそういった自殺者というものが多く出てくる。そしてまた自殺にも結びつくという、いろいろ私はやはり政治というのはまだまだ日本の場合、すそに対する思いやりが足りないなど。それにはやはり財源がないというのが一つの理由にされているわけですが、公務員の皆さん方の給与の財源というのが税金にあるわけですので、やはりそういったものを皆さんには少し我慢していただいて、自殺者を少しでも救済していく原資になったりというのは、私は1つの政治の果たす上から下へという部分は、これからも続いていくのかなと。また続けてもらわなければしょうがないなという気がします。

決して、現状が職員給与を見たときに決して、一般の人たちから見て、厳しいなど、特別安いなどか、そういうものはないわけですし、皆さんの感情の中では、やはり先ほどから意見に出ているように、まだまだ伊豆市の中でも恵まれた額をいただいているのではないかと、伊豆市を単独で見たときもそのように思いますし、よその市町を見てもやはり職員さんの給料というのは、民間の人たちからはうらやましがられているのだろうと。いろんな経済のいろんな中での消費をするには給料がという、消費者という立場を見れば、たくさんお金を取ってたくさん使ってもらおうというそういう部分はわかりますが、まだそういう段階ではないのかなと。今の日本の現状を考えたときには、もう少し我慢していただくというのは、いたし方ないのかなと思いますので、今回のこの件については、賛成をさせていただきます。以上です。

○議長（杉山羌央君） ほかにございませんか。

3番、稲葉議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

○3番（稲葉紀男君） 3番、稲葉紀男です。

賛成の立場から討論をいたします。

伊豆市の財政上、やはり一人一人の給料、ラスパイレス比較ということのをちょっと置いておいて、財政の中で人件費が高い、これは合併以来の人員の数が多い。まだいろいろ合理化もし切れていない、まだ途中であるという中でこの人件費の比率を下げるということが大き

な課題であると思います。そうした中では、やはり今回の原案はそういう意味からもぜひ進めていただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山羌央君） ないようですので、以上で討論を終了いたします。

これより議案第84号について採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第5、議案第85号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例及び伊豆市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案の理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第85号について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年度の人事院勧告に基づく特別職及び教育長の期末手当の減額について提案するものでございます。

詳細は総務部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第85号について補足説明をさせていただきます。

ただいま市長のほうからもございましたように、本年の人事院勧告、これにつきましては、ボーナス、民間の支給の月数が3.97月、それから公務員のほうが4.15月というようなことで、数字のほうが出ておりました。これに基づいて職員のほう、一般職のほうを3.95カ月にするわけですが、特別職につきましても、同じように年間の支給月数を3.95とするものでございます。

まず、25ページ、第1条のところでございますが、本年12月の支給分100分の220を100分の200とするというものでございます。一般の職員が期末手当100分の15、勤勉100分の5というものに合わせるように、100分の200という改正を行うものでございます。

それから、同じように教育長につきましても同じ月数に減額をするものでございます。

第2条につきましては、職員と同じように来年度の分、23年4月以降の分でございますが、その調整でございます。6月の支給を195を190に、また、12月の支給を200を205ということで、年間100分の395という調整を行うものでございます。

以上が本年の特別職の改正でございます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

20番、木村議員。

○20番（木村建一君） 何年か前の時にもお尋ねしましたが、議事録を読んだら何か明確なお答えがなかった。もう一回確認させていただきたいのですけれども、いわゆる人事院勧告に基本的にのっとして、職員の期末手当を下げたいという提案をしたと。特別職の方々は別に人勧に基づいて云々というのではないわけですよね。政治的判断ということで、職員を下げているのに私たちはそのままいいとは思わないというふうなことの提案でこういうふうにやられたのかどうか、お尋ねします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） これは方針ですから、本来市長が答弁する話でございますが、ただいま木村議員のほうからございましたように、職員が下がるというのに合わせるという政治的判断ということで市長のほうも申しておりました。

○議長（杉山羌央君） 再質疑はよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） ほかに質疑はございますか。

12番、森議員。

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

職員のほうは、1カ月200円から700円減るというふうに御説明がありました。こちらのほうはどのぐらいになるのか、ありましたらお聞きしたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 特別職につきましては、定額で条例で定められておりますので、そちらのほうは改正がございません。給料の引き下げはございません。

以上です。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） よろしいですか、はい。

ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（杉山羌央君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（杉山羌央君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第85号について採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で、本臨時会に付託された案件は終了いたしました。

これにて平成22年第2回伊豆市臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時38分